

第 3 1 回 合同会合資料 2（個別課題への具体的な対策について）からの修正点

平成 2 6 年 7 月 3 0 日

【はじめに】

第1章 家電リサイクル制度の現状

1. 家電リサイクル制度の施行状況
 - (1) 特定家庭用機器廃棄物の引取台数の状況
 - (2) 特定家庭用機器廃棄物のフロー推計
 - (3) 製造業者等によるリサイクルの状況
 - (4) 製造業者等によるフロン回収の状況
 - (5) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況
2. 家電リサイクル制度による成果とこれまでの改善の取組
 - (1) 消費者の適正排出の推進
 - (2) 小売業者から製造業者等への適正引渡の確保
 - (3) 不法投棄対策の強化
 - (4) 適正リユース促進、廃棄物処理等の適正性確保
 - (5) 対象品目の拡大と再商品化率の向上

第2章 家電リサイクル制度における課題・論点

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の課題
2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における課題
3. 家電リサイクル制度の一層の高度化に向けた課題
4. 対象品目についての課題
5. リサイクル費用の回収方式についての課題

第3章 課題解決に向けた具体的な施策の方向性

第1章で示した家電リサイクル制度による成果を損なうことなく、第2章で示した課題・論点に対応し、更なる改善等を通じてよりよいリサイクル制度を構築していくためには、以下のような方向性により施策を進めることが適当であると考えられる。

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策の方向性
 - (1) 社会全体で回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定

国は、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なリサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした回収率目標（仮称）を設定し、家電リサイクル法第3条に基づく基本方針に位置づけずるとともに、回収率の実績について、本合同会合において毎年度報告すべきであるはないか。

また、回収率を向上させるためには、単に目標を設定するだけでなく、それを達成するために各主体がそれぞれの立場で回収促進に取り組んでいくことが必要であり、各主体の取組について、本合同会合において実施状況の点検を行うべきである必要があるのではないか。

さらに、回収率目標（仮称）を設定して各主体が回収促進に取り組む以上、その水準は、従来の推計に頼るのではなく、可能な限り実態に基づく正確な数値を根拠に算出し、設定することが必要であることから、国は、現在は推計でしか把握できていない情報について、より正確な実態の解明に取り組むべきであるはないか。

（3-2）リサイクル料金の透明化及び低減化

【製造業者等に対する報告徴収内容の細分化による料金の透明性の向上】

リサイクル料金については、それを負担している消費者の理解をより一層促進するため、国は、各品目ごとの費用や人件費、設備費等といった費目など、リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告させるとともに、製造業者等の協力のもと、委託先のリサイクルプラントがリサイクルを実施した後の資源の売却益も含めた形で可能な限り明らかにすべきであるはないか。

また、国は、製造業者等の公表しているリサイクル料金が、リサイクルに必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回っていないか専門家の知見を基に確認し、適正な原価を著しく超えていると考えられる場合には、当該製造業者等への勧告等を通じて料金の適正化に努めるべきであるはないか。

さらに、細分化されたリサイクル費用の内訳については、製造業者等や委託先のリサイクルプラントにおける公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、本合同会合において可能な限り公表し、リサイクル費用をより一層透明化すべきであるはないか。
（公表する事項のイメージについて別紙2参照^{1）}）

【透明化の取組を通じた料金の低減化の検討】

リサイクル料金の透明化を通じて、製造業者等自らがリサイクル料金の水準がを家電リサイクル法に照らして適正か否かを検証し、リサイクルの質とのバランスに配慮しつつ、費用の低減や環境配慮設計の推進や費用の低減についての製造業者等間の競争を通じて、によるリサイクル料金の低減化を行うことについて、積極的に取り組むべきであるはないか。

（2-3）消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施

家電リサイクル法に基づく適正なりサイクルを推進していくためには、家電リサイクル法ルートに位置している消費者によって、特定家庭用機器廃棄物が適切に引き渡されることが重要である。消費者は、家電リサイクル制度の「受け手」ではなく「担い手」であり、自らの適正な排出行動が家電リサイクル制度の円滑な運用を支えていることを認識し、小売業者や市町村等の適切な主体に特定家庭用機

¹ 「家電リサイクル券センター費用」については、一般財団法人家電製品協会のホームページで公表されている。

器廃棄物を引き渡すよう努めるべきである。

家電リサイクル法が施行されてから10年以上が経過しており、制度が定着しつつあるが、さらに回収を促進していく観点からまた、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人²、消費者団体等のNPOは、このような消費者による適正な引渡しを促進していく観点から、それぞれが異なる立場で消費者と接することを踏まえ、互いに連携しながら、消費者に対する効果的な普及啓発を各主体の立場を最大限活用して実施すべきであるはないか。（別紙1参照）

特に、指定法人については、家電リサイクル法第33条第4号に基づき、普及啓発を業務の一つとして行う主体であることから、普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。

さらにまた、国経済産業省及び環境省は、普及啓発の一環として、消費者庁、文部科学省といった関係省庁間でも連携しつつ、消費者教育、環境教育にも積極的に取り組むべきであるはないか。

（４）小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上

小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品³）については、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。

このため、全ての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべきであるはないか。

また、国や製造業者等は、インターネット手続の活用を含め、郵便局における家電リサイクル券の運用改善など、消費者の利便性を高めるための方策を検討すべきであるはないか。

（５）適正なリユースの促進

国又は自治体は、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」に基づき仕分け基準を作成し、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信や、小売業者が特定家庭用機器を適切に修理する取組をの推奨を行うべきであるはないか。

² 家電リサイクル法第32条に基づき、国の指定を受けて、特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等が存在しない特定家庭用機器廃棄物や中小規模の製造業者等の委託を受けて当該製造業者等の特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを実施する法人であり、平成26年7月現在、一般財団法人家電製品協会が指定されている。

³ 過去に購入した小売店が存在せず、同種の製品の買換えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物をいうもの。例えば、過去に購入した小売業者が倒産しており引取りを依頼できない、譲り受けたものや贈答品のため、購入した小売店がわからず、引取りを依頼できない、引越しにより、過去に購入した小売店が遠方になったため、引取りを依頼することが現実的に困難である、というような事例がある。

なお、本合同会合においては、「義務外品」という呼称が消費者にとってわかりにくく、また家電リサイクル法に基づくリサイクル義務が課せられていない物との誤解を与えうるため、例えば「非小売ルート品」「市町村ルート品」など、別の呼称を検討すべきであるとの意見が出された。

2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策の方向性

(1) 不適正処理に対する取締りの徹底

国は、3. 19 通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(平成 24 年 3 月 19 日付け環廃企・環廃対・環廃産発第 120319001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)の各自治体への周知徹底を図ることや具体的な運用の事例集の作成等を通じて、自治体が 3. 19 同通知を着実に運用し、違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、引き続き、廃棄物処理法に基づき適切に対処できるよう、これまで以上に徹底して取り組むべきであるはないか。

また、一部の建築解体業者が、解体する建築物に残置された特定家庭用機器廃棄物について、解体前処理を行っていない事例等もあることから、国は、建築解体業者等が特定家庭用機器廃棄物を家電リサイクル法等に基づき適正な主体に引き渡すよう、引き続き都道府県等を通じて周知するとともに、廃棄物処理法に違反する取扱いがあれば、自治体は適切に取締りを行うべきである。

さらにまた、特定家庭用機器廃棄物の違法な廃棄物回収業者等への引渡しについて、不法投棄等の不適正処理につながる可能性があるとともに、消費者トラブルが発生することもある。そのため、消費者がそれらの違法な業者を利用しないよう、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者、指定法人等といった関係主体者が協力して、消費者に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきであるはないか。

(2) 不法投棄対策及び離島対策の実施

【不法投棄対策に積極的に取り組む市町村への支援】

市町村は、地域の実情に応じて、関係者と協力して特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策に取り組む必要がある。

国は、不法投棄の状況について、より詳細な把握に努めるとともに、や不適正処理の対策に積極的に取り組み、成果を上げている市町村の事例を収集し、提供すること等を通じて、市町村の取組を支援すべきであるはないか。

また、不法投棄され、市町村が回収した特定家庭用機器廃棄物について、廃棄物処理法に基づき、製造業者等の委託先であるリサイクルプラントに引き渡し、処理すること等を通じて、国は不法投棄に係る市町村の負担軽減を図るべきである。

【不法投棄対策未然防止事業協力及び離島対策事業協力の改善】

製造業者等は、市町村の取組を支援するため、不法投棄対策等に積極的な市町村に対して、引き続き不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力を通じて、不法投棄未然防止対策や、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の処理費用に係る市町村の

負担軽減、離島地域における収集運搬料金の負担の低減化を進めるため、両事業協力の延長等を行うべきであるはないか。

また、両事業協力については、現状、利用している市町村が限られていることから、より多くの市町村が両事業協力を活用できるよう、製造業者等は、市町村が申請する際の手続の簡素化や両事業協力の内容の改善等を検討すべきであるはないか。

（３）小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底

引取台数の多い小売業者に対して、国は、店舗毎の引取台数と販売台数を定期的に報告させる等の取組を行うべきであるはないか。また、国は、インターネット販売事業者や通信販売事業者を含め、小売業者から製造業者等への引渡義務違反等に対する監督を徹底すべきであるはないか。

（４）廃棄物処分業許可業者による処理状況等の透明性の向上

廃棄物処分業許可業者による特定家庭用機器廃棄物の処理状況等について、国は、自治体に対して、特定家庭用機器廃棄物を処分している事業者への報告徴収・立入検査を通じ、廃棄物処理法の告示に基づいて処分が行われているか定期的に確認するよう周知するとともに、その結果をとりまとめて公表すべきであるはないか。

特に、フロン類については、その回収量等を把握する方策について、国は検討すべきであるはないか。

（５）海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底

廃棄物等の不法輸出の水際対策については、経済産業省、環境省及び税関等の関係機関との協力が引き続き連携して対応することが不可欠である。~~り、引き続き連携して対応していくとともに、~~国は、水際での有効な取締りを行うため、~~上流側である廃棄物の違法な回収、不適正処理等に対する取締りを行う~~自治体との情報共有等の連携を強化していくべきであるはないか。

また、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が中古品と偽って輸出されないよう、平成 25 年 9 月に策定した「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」に基づき、経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携して、輸出者が~~による基準を満たしていることを証明した内容が十分であるか等を、が十分確保されているかを、税関等の関係機関と連携して、しっかり適切に~~確認していくべきであるはないか。

3. 家電リサイクル制度の一層の高度化に向けた具体的な施策の方向性

（１）再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

家電リサイクル法においては、「再商品化」を、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、①自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為、また又は②これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し

得る状態にする行為と定義している。

家電リサイクル制度の質を担保していく観点から、国は、これらの部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべきであるはないか。

また、再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきであるはないか。

さらに、今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、再商品化率に加えて再資源化率⁴の把握に努めるとともに、重要な金属や素材の一層の分別回収や水平リサイクルを促進すること等、製造業者等による高度なリサイクルの取組を促進することを基本方針に位置づけ、その取組を本合同会合において評価すべきであるはないか。

加えて、国は、循環型社会の形成に向けて、製造業者等がリサイクルを実施した後の資源の譲渡先のトレーサビリティを可能な範囲で高めることについて、今後検討していくべきである。

(2) 有害物質について

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物のリサイクルに当たって、廃棄物処理法環境省告示等に従い、その部品に含まれるPCBや鉛、水銀といった有害物質について厳格に対応してきたところであり、これらの適正処理の対応状況等について、本合同会合を通じて、積極的に情報発信を行うべきであるはないか。

また、特定家庭用機器廃棄物を扱う廃棄物処分許可業者についても、廃棄物処理法に基づく有害物質の適正処理が求められることから、都道府県等は、その対応状況等の実態について適切に把握すべきである。

さらにまた、特定家庭用機器を含む電気・電子機器については、J-MOSSや欧州のRoHS指令への対応等に既に取り組んでいるところであるが、製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努めるべきであるはないか。

4. 対象品目について

家電リサイクル法の対象品目については、市町村から特に追加すべきとの要望がなされている電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーターについて、家電リサイクル法の対象品目の要件に該当するかという観点から議論を行った。

その結果、これらの品目については、出荷台数の少なさや配達率の低さ等を踏まえ

⁴ 再商品化（自ら利用する行為及び有償又は無償で譲渡する行為）に加えて、再使用・再生利用可能な物を、再使用・再生利用可能な状態にするために必要な費用（処理費）を引渡し側が負担する場合も含めて「再資源化」と称している。

ると、家電リサイクル法の対象品目の要件を満たしているとは言えない状況であったことから、現時点では家電リサイクル法の対象品目の追加は見送るべきであるはないか。

また、これらの品目については、いずれも平成 25 年 4 月に施行された使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）小型家電リサイクル法の対象品目となっており、まずは同法の下で回収を促進していくべきでありるが、市町村において処理が困難となっているとの指摘があることから、出荷台数や配達率の状況、市町村における処理状況、や小型家電リサイクル同法の施行状況を踏まえ把握し、今後とも国は家電リサイクル法の対象品目の追加について調査・検討を行っていくべきであるはないか。

5. リサイクル費用の回収方式について

リサイクル費用の回収方式については、排出時に消費者が負担する方式（排出時負担方式、いわゆる「後払い方式」）とするか、購入時に消費者が負担する方式（購入時負担方式、いわゆる「前払い方式」）とするかといった観点から、法制定時と前回見直し時に議論がなされ、その結果、現行の排出時負担方式が採用されている。

今回の見直しにおいても、「購入時負担方式」に変更すべきとの意見、現行の「排出時負担方式」を維持すべきとの意見がそれぞれ委員から出されたことから、購入時負担方式について考え得る方式のメリット・デメリットや論点・課題を比較検討し、議論を行った。

具体的には、特定家庭用機器の購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、①当該特定家庭用機器が将来排出される際のリサイクル費用に充てる方式（将来充当方式）とするか、同時期に排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクル費用に充てる方式（当期充当方式）とするか、②特定家庭用機器購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、製造業者等ごとに管理する方式（個社管理方式）とするか、資金管理を第三者機関に委託する方式（資金管理法方式）とするか、という観点から 4 つの方式に分類し、現行方式を含めた 5 つの方式それぞれのメリット・デメリット、論点・課題を示して議論を行った。

これに対して、さらに方式を絞り込んで議論すべきとの意見があったことを踏まえ、「現行方式」「将来充当・資金管理法方式」「当期充当・資金管理法方式」について、現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行った。（別紙 3 参照）

しかしながら、今回の見直しの議論の中では、購入時負担方式のそれぞれの方式における論点・課題についてどのように対応するかといった点について、結論には至らず、費用回収方式を排出時負担方式から購入時負担方式に移行することについては結論が出なかった。

国においては、引き続き、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うべきであるはないか。

その上で、現在の排出時負担方式の下でのリサイクルを進めていく中で、新たに設ける回収率目標（仮称）の達成状況や特定家庭用機器廃棄物の不法投棄・不適正処理の状況及び回収促進にかかる各主体の取組状況を点検・公表し、各主体が回収率を向上させるために必要な取組を行っても、回収率目標（仮称）に照らし、回収率が過去の実績を勘案して低い状況や、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄等の悪化の状況を改善することが困難であると考えられる場合には、その原因を分析し、購入時負担方式への移行も含めた制度的な見直しを行うことについて国は検討すべきであるはないか。

【終わりに】

今後、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人及び消費者市町村においては、循環型社会の構築に向けて、家電リサイクル制度の改善を通じてより一層の貢献ができるよう連携・協働しながら、この報告書を基に、施策の具体化に取り組んでいくことを期待する。

本合同会合としては、今後、この取りまとめに位置付けられた各種施策の進捗状況を把握し、その有効性について検証することが必要である。したがって、少なくとも毎年一回、家電リサイクル制度の施行状況や各種施策の実施状況等をフォローアップするとともに、経年の施行状況を踏まえて今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当であるはないか。

なお、本合同会合においてフォローアップを行う中で、制度に起因する看過し難い課題が発生している場合や、我が国を取り巻く社会経済情勢の変化等により、新たに家電リサイクル制度を見直すことが必要と判断される場合には、本合同会合における合意を以て、制度の見直しに係る議論を再度行うこととすべきであるはないか。

消費者の視点からの家電リサイクル制度に関する各主体の取組

家電リサイクル制度における現状の課題・論点の解決に向け、下記①～③の観点から、製造業者等、小売業者、自治体、国等の関係者が連携して取り組んでいく。

- ① 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善
- ② 特定家庭用機器廃棄物の適正処理の担保
- ③ 家電リサイクルの一層の高度化

製造業者等

- 報告内容の細分化によるリサイクル料金の透明性の向上
- 透明化の取組を通じた料金の低減化の検討
- 不法投棄未然防止事業協力等の改善を通じた市町村支援の更なる推進
- 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

等

社会全体で回収を推進するための「回収率目標」(仮称)の設定

◎ 回収率の実績の把握・各主体の取組の実施状況の点検

◎ 国・製造業者等・小売業者・市町村・指定法人が、それぞれの立場を最大限活用した消費者への効果的な普及啓発

◎ 少なくとも毎年1回、施行状況等をフォローアップ

消費者による適正排出の促進

小売業者

- 家電の適正な引取り・製造業者等への引渡し
- 小売業者に引取義務のない廃家電の回収体制構築に向けた市町村との連携
- 適正なリユースの促進

等

国

- 家電リサイクル法に基づく指導・取締り、水際対策の徹底
- 不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供を通じた市町村の取組支援
- 水回りサイクル等、高度なリサイクルの取組の促進

等

自治体

- 小売業者に引取義務のない廃家電の回収体制の構築
- 違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締りの徹底
- 廃家電の不法投棄の未然防止対策の実施

等

リサイクル費用の内訳について公表する事項のイメージ

品目	再商品化等料 金収入	再商品化等費用												引取台数	有価物売却 収入												
		委託費等					製造業者等運営費																				
		リサイクルプラント費用		指定引取場 所・二次物流 費用	管理会社 運営費	家電リサイク ル券センター 費用	リサイクル処理 技術開発関連 費用		リサイクル処理 技術開発関連 費用				その他の費用														
		フロン回収 に係る費用	リサイクルプラント費用				人件費	光熱費	その他	人件費	設備・材料費	光熱費				その他											
エアコン																											
テレビ																											
冷蔵庫・冷凍 庫																											
洗濯機・衣類 乾燥機																											
4品目合計																											

家電リサイクル法における費用回収方式について

○家電リサイクル法におけるリサイクル費用の回収方式については、これまでの合同会合において、「購入時負担方式」（いわゆる「前払い」方式）として考え得る4つの方式を示し、「排出時負担方式」（現行方式、いわゆる「後払い」方式）と合わせて、各方式のメリット・デメリットや論点・課題を示して、議論を行ってきた。

○前回第29回合同会合において、「方式を絞り込んで議論すべき」という意見があったことを踏まえ、購入時負担方式のうち、将来充当方式×資金管理法方式（前回資料3-2のA②方式）、当期充当方式×資金管理法方式（前回資料3-2のB②方式）について、現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行うこととする。

【議論の前提条件】

1. 関係主体に課される義務・責務については、現行制度と同様と仮定する。
 - ・製造業者等：指定引取場所における引取義務、再商品化等実施義務
 - ・小売業者：排出者からの引取義務（過去に販売した製品及び買い替えの場合に限る）、製造業者等への引渡義務（リユースする場合を除く）
 - ・市町村：小売業者に引取義務のない廃家電の回収、消費者への普及啓発等
 - ・消費者：料金を支払いに応じる責務
2. リサイクル料金に含まれる費用は現在と同様と仮定する。（リサイクルプラント（RP）、指定引取場所（SY）、管理会社、二次物流への委託費や管理票等の手数料、再商品化等に必要な製造業者等の経費（企画運営経費、研究開発経費等））
3. 廃家電の適正な排出を担保するため、少なくとも現在の家電リサイクル券（管理票）と同様の管理を行うと仮定する。（ただし、購入時負担方式の管理票では現行の家電リサイクル券の領収証機能は失われることとなる。）
4. リサイクル料金は製品価格に含めず、外部表示すると仮定する。（製品価格に含めた場合、1台あたりのリサイクル料金が不明確となる料金の「見えない化」が発生するとともに、製造業者等及び小売業者が適正なリサイクル費用を転嫁できない可能性があるため。）

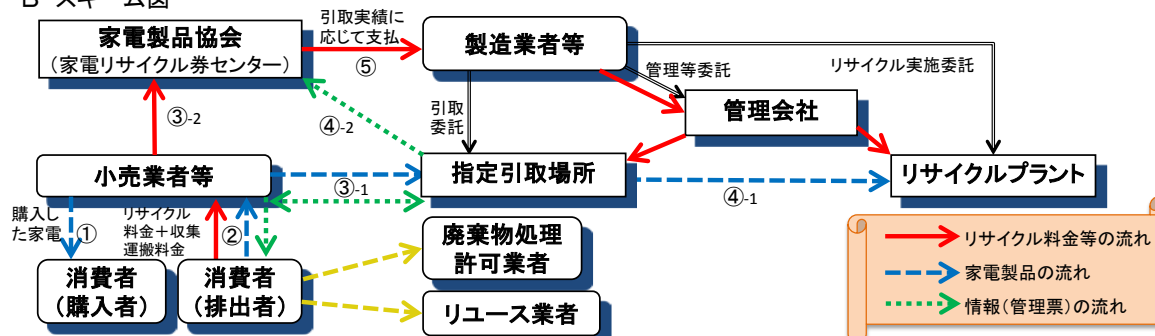
現行制度（排出時負担方式）

A 制度概要

- ①消費者が家電4品目の購入だけをする際には、リサイクル料金及び収集運搬料金の支払いは不要。（論点・課題等1）
- ②消費者（排出者）が廃家電を排出する際に、リサイクル料金及び収集運搬料金を小売業者等※1に支払う。（論点・課題等2、3）
小売業者等※1は家電リサイクル券の写しを消費者（排出者）に交付する。
- ③小売業者等※1は、当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、家電リサイクル券の回付を受ける。
また、リサイクル料金を家電リサイクル券センターに支払う。
- ④製造業者等は指定引取場所で引き取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施するとともに、引き取った廃家電の情報を家電リサイクル券センターに伝達。
- ⑤家電リサイクル券センターは、各製造業者等のリサイクル実績に応じて、リサイクル料金を各製造業者等に支払う。

※1 小売業者ではなく、市町村や一般廃棄物収集運搬許可業者が実施する場合もある。以下同じ。

B スキーム図



C 論点・課題等

1. 製品購入時に当該製品のリサイクルに支払う料金が確定していないので、リサイクル料金による製品選択ができないことをどう考えるか。
2. 排出時の料金支払忌避による不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の増加要因となっている可能性があることについてどう考えるか。
3. 不法投棄や違法な廃棄物回収業者への対策やそれに伴うコストについてどのように考えるか。

将来充当方式 × 資金管理法方式(A②)のイメージ

A 制度概要

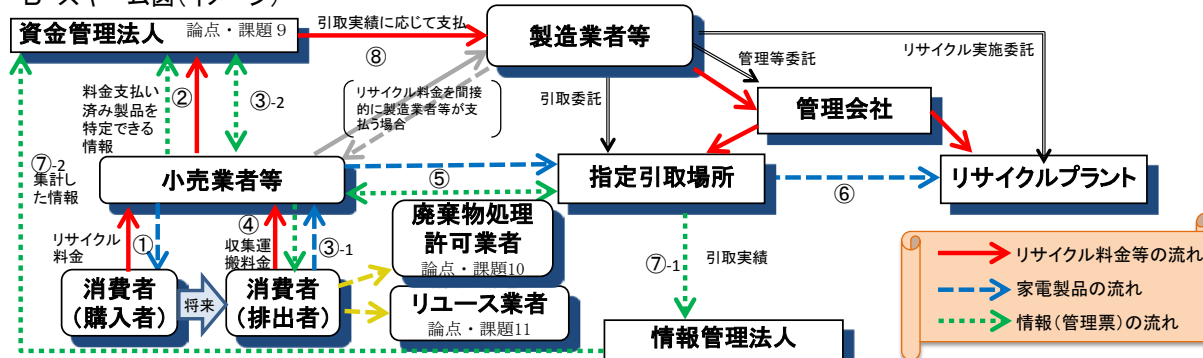
- ①消費者は特定年月日以降に購入した製品について、その製品が廃家電となって排出された際に必要となるリサイクル料金を購入時に小売業者に予め支払う。(論点・課題等1、2)
- ②小売業者はリサイクル料金(将来生ずるであろうリサイクル費用等を勘案し設定)を資金管理法に引き渡す※2とともに、料金回収済みの製品を特定できる情報を資金管理法に報告する。(論点・課題等3、4)
- ③消費者は当該製品が廃棄物となった際、小売業者等※1に当該廃家電を引き渡す。
小売業者等は、当該製品がリサイクル料金支払済みか否かを資金管理法に確認し、未払いである場合にはリサイクル料金を回収する。※3(論点・課題等5～7)
- ④消費者は収集運搬料金を小売業者等※1に支払い※4、小売業者等※1は管理票の写しを消費者(排出者)に交付する。(論点・課題等8)
- ⑤小売業者等※1は、当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、管理票の回付を受ける。
- ⑥製造業者等は指定引取場所で行き取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施。
- ⑦指定引取場所は、引取実績を情報管理法に報告し、情報管理法は当該情報を集計した上で、資金管理法に伝達。
- ⑧資金管理法は情報管理法からのリサイクル実績に基づき、製造業者等※1にリサイクル料金を支払う。

※2 ここでは、小売業者等からリサイクル料金を回収する方式と仮定した。以下同じ。

※3 既販品については、追加的にリサイクル料金を回収するのが困難であるため、現行の後払い方式と仮定した。以下同じ。

※4 ここでは、収集運搬料金については、現行の後払い方式と仮定した。以下同じ。

B スキーム図(イメージ)



将来充当方式 × 資金管理法方式(A②)のイメージ[続き]

C 論点・課題等

1. 消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。
2. 海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。
3. およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。または、製造業者等からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。その場合、リサイクル料金の適正な転嫁についてどう考えるか。
4. 将来のリサイクル費用の予測が困難であることにどう対応するか。
5. 自動車における車検制度のような個品管理制度が存在しない中で、排出時の料金支払い済製品の識別について、マークをつけるなどの対策をどのように行うのか。また、そのコストをどう考えるのか。
6. 約3億台の既販品への対応が困難であり、既販品について現行の排出時負担方式を採用した場合、相当程度長期間にわたり二つの制度が並存することをどう考えるのか。(なお、全ての既販品が排出されたか否かを確認することは困難。)また、買い換えの際に消費者は二台分の廃家電のリサイクル費用を同時負担することをどう考えるのか。
7. 排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性があることについて、どう考えるか。(費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)
8. 収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(収集運搬料金も購入時負担方式とする場合、収集運搬方法やその主体が特定できないため、一律料金・一律支払となるのではないか。その場合、水準をどの程度とするか。収集運搬料金の管理システム・管理主体をどうするのか。収集運搬料金のみ排出時負担方式とする場合、不法投棄の削減等のメリットが失われることをどう考えるか。)
9. リサイクル料金の管理コストについてどのように考えるか。(リサイクル料金が高くなる可能性があることをどう考えるか。)
10. 製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、その費用に対する支払いを行うのか。支払う場合、拡大生産者責任に基づき、製造業者等※1にリサイクルを義務付けていることとの関係をどう考えるか。また、リサイクルの質をどのように担保するか。
11. 消費者がリユース目的で譲渡した場合の料金の取扱いをどう考えるか。(海外への中古品輸出の場合のみ還付するか。還付する場合、資金管理法が管理するリサイクル料金の還付は誰が行い、手続に係るコスト等を誰が負担するか。還付しない場合、現行制度と比較してリユースユーザーにとっての負担感は減少する可能性がある一方、現状でリユース可能なものについてもリユースに回すインセンティブが減少する可能性があることをどう考えるか。)

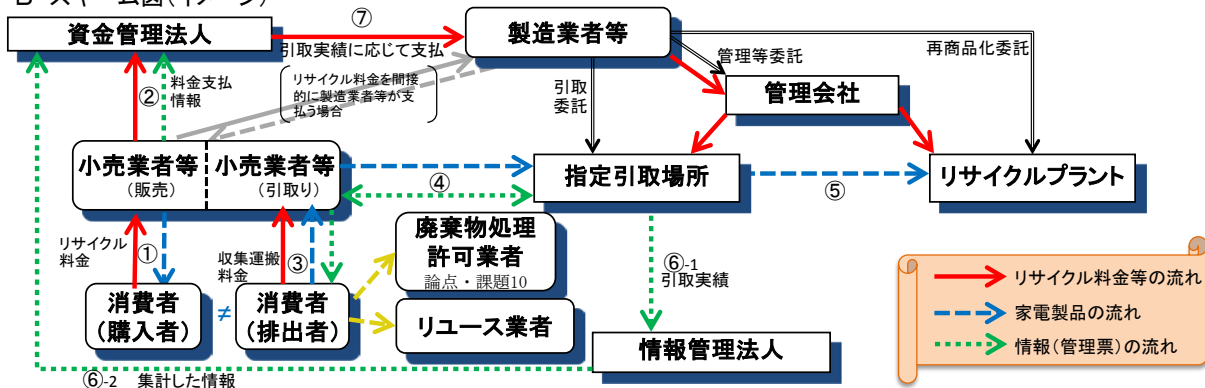
当期充当方式 × 資金管理法方式(B②)のイメージ

A 制度概要

- ①消費者は製品を購入する際に、同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充当するためのリサイクル料金を小売業者に支払う。(論点・課題等1、2)
- ②小売業者は製品購入者から回収したリサイクル料金を資金管理人に引き渡す※2とともに、製造業者等別の販売台数等の支払情報を資金管理人に報告する。(論点・課題等3)
- ③消費者は廃家電を排出する際に、小売業者等※1に当該廃家電を引き渡す。その際、収集運搬料金※4を支払う。小売業者等※1は管理票の写しを消費者(排出者)に交付する。(論点・課題等4、5)
- ④小売業者等※1は当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、管理票の回付を受ける。
- ⑤製造業者等は指定引取場所でき取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施。
- ⑥指定引取場所における引取実績を情報管理人に報告し、情報管理人は当該情報を集計した上で、資金管理人に伝達。
- ⑦資金管理人は情報管理人からのリサイクル実績に基づき、製造業者等々にリサイクル料金を支払う。
- ⑧情報管理人又は資金管理人は、翌期の収支見通しを勘案し、翌期のリサイクル料金を決定する。

(論点・課題等6、7)

B スキーム図(イメージ)



当期充当方式 × 資金管理法方式(B②)のイメージ[続き]

C 論点・課題等

1. 消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。
2. 海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。
3. およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。小売業者及び製造業者等のフリーライダー対策をどのように行うのか。または、製造業者等からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。その場合、リサイクル料金の適正な転嫁についてどう考えるか。
4. 排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性があることについてどう考えるか。(費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)
5. 収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(収集運搬料金も購入時負担方式とする場合、収集運搬方法やその主体が特定できないため、一律料金・一律支払となるのではないか。その場合、水準をどの程度とするか。収集運搬料金の管理システム・管理主体をどうするのか。収集運搬料金のみ排出時負担方式とする場合、不法投棄の削減等のメリットが失われることをどう考えるか。)
6. 環境配慮設計による料金低減化が期待しにくいことについてどう考えるか。(消費者が支払うリサイクル料金が当該製品のリサイクル費用に充てられるわけではなく、消費者が支払うリサイクル料金の総額を同時期に発生するリサイクル費用の総額に充てられる。その際、リサイクル料金を一律に設定する場合には、個々の製品のリサイクルコストに応じた料金の差別化が困難となり、料金引下げのインセンティブが低下する。結果的に環境配慮設計のインセンティブが働きにくくなる。)
7. 排出台数と販売台数の正確な予測が困難であり、回収したリサイクル料金の総額と費用の総額に乖離が生じた場合にどう対応するか。(余剰又は不足が出た場合、資金の繰り越し又は補填をどうするか。余剰が出た場合には課税対象となる可能性がある。)また、消費者に販売される製品の正確な台数把握をどのように行うのか。
8. 排出者と負担者の関係が一致しないため、消費者が購入した製品とは関係なく、リサイクル費用を負担するという負担力に着目した「税」に近い制度となることをどう考えるか。
9. 制度変更前に新品を購入し、しばらく退蔵した上で制度変更後に排出すれば、実質的に料金を回収できなくなることにどう対応するか。
10. 製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、その費用に対する支払いを行うのか。支払う場合、拡大生産者責任に基づき、製造業者等々にリサイクルを義務付けていることとの関係をどう考えるか。また、リサイクルの質をどのように担保するか。
11. 例えば、テレビ等の対象品目が我が国で全て販売中止となった場合に、充当すべき料金を回収することが困難となることにどう対応するか。